

まかせて安心!! 電気保安のパートナー

お客さまのための

〈第78号〉

電気と管理

一般社団法人 東北電気管理技術者協会

高濃度PCB使用機器の処分期限が迫っています

以前に「電気と管理」第70号でお知らせいたしましたPCB使用機器の中で高濃度PCB使用機器の処分期限が迫っております。

「電気と管理」第70号では2023年（令和5年）3月31日までに処分しなければなりませんとお知らせいたしておりましたが、その後法改正があり処分期限が1年間短縮されております。

また処分に当たっては、処分前に処分事業者「中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）」に登録をしなければなりません。登録期限間近には大変込み合うことが予想されますのでできる限り早く登録をする必要があります。

変圧器、コンデンサ、リアクトルにつきましては時間がありませんので早急な対応をお願いします。

処分までの流れと期間

SAMPLE

高濃度PCB使用機器等		
実施項目	区分	
	・変圧器 ・コンデンサ ・リアクトル	・蛍光灯 ・水銀灯用安定器 ・PCB汚染物
高濃度PCB使用機器の有無の確実な確認	2021年（令和3年）6月頃まで 登録申請等に時間がかかります	2022年（令和4年）6月頃まで 登録申請等に時間がかかります
高濃度PCB使用機器があった場合 「中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）」に登録（目標）	2021年（令和3年）9月まで できる限り早く	2022年（令和4年）9月まで
JESCOの処分場（北海道室蘭） へ搬出	JESCOからの案内日による	
最終処分	2022年（令和4年）3月31日 まで	2023年（令和5年）3月31日 まで

*** 処分期限が過ぎますと事実上処分することができなくなります（処分場を撤去するため）。そのために再度の確実な調査をお願いします。**

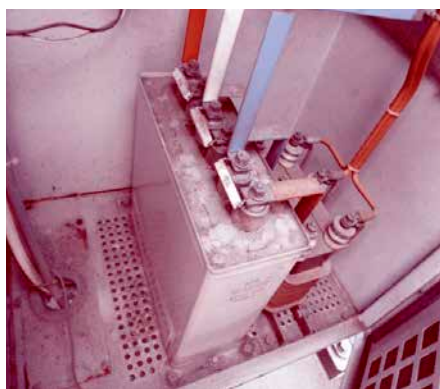
* PCB使用機器の調査は電気室やキュービクルだけではなく、倉庫や保管庫の中も調査をお願いします。古い倉庫の片隅から高濃度のPCB使用機器が発見された事例が出ております。

対象機器例

昭和28年から昭和47年に国内で製造された変圧器やコンデンサ等にPCB（高濃度）が使用されたものがあります。下記の写真が対象機器の例です。



高圧コンデンサ



低圧コンデンサ 床置き



低圧コンデンサ 壁取付



高圧変圧器



蛍光灯・水銀灯用安定器

蛍光灯・水銀灯用安定器は1977年（昭和52年）3月以前の建築・改修された建物の古い蛍光灯や水銀灯の安定器にはPCBが含有されている可能性がありますので確認が必要です。

中小企業者等の処分費負担軽減措置

高濃度のPCB使用機器を処分する場合、一定の条件を満たす中小企業者にとっては処分料金の70%、個人にとっては95%が軽減されます。但し、輸送代等は対象外です。

低濃度のPCBの使用機器について

PCB濃度が0.5mg/kg超～5,000mg/kgのものを低濃度として区分されています。

低濃度のPCB使用機器の処分期限は2027年（令和9年）3月31日までです。

処分は環境大臣が認定する無害化処理認定施設及び都道府県知事等が許可する施設で行われます。東北近隣では青森県、福島県、秋田県、群馬県、富山県等にある民間の処理施設です。

その他

- * 高濃度、低濃度とも届出や管理等について法律で定められております。法律に違反すると高額な罰金刑等の罰則がありますので、くれぐれもご注意ください。
- * 調査の際には感電等の恐れがありますので、必ず電気管理技術者に相談をお願いします。また、該当・非該当の判断も、電気管理技術者に相談してください。
- * 環境省、JESCO及び各県のホームページに詳しく掲載されていますのでご確認ください。